

<傷害部位・症状別保険金補償特約>

傷害部位・症状別保険金支払倍率表

下表は、治療日数の合計が**5日以上**の場合に支払保険金の算出に使用する「支払倍率」を表しています。「傷害部位・症状別保険金額」にこの「支払倍率」を乗じた額がお支払いする保険金の額となります。

※治療日数の合計が1日以上5日未満の場合は、部位・症状にかかわらず「傷害部位・症状別保険金額」の1倍をお支払いします。

(単位：倍)

症状	部位	頭部	顔面部			けい 頸部	胸部、 腹部	背部、 腰部、 臀部	上肢		下肢		全身 (注1)
			眼・歯 以外	眼	歯				手指 以外	手指	足指 以外	足指	
●打撲 ●擦過傷 ●挫傷 ●捻挫 ●筋、腱、靭帯の損傷または断裂* *完全に切断されないもの		5	5	-	-	5	5	5	5	5	5	5	15
●挫創 ●挫滅創 ●切創 ●筋、腱、靭帯の断裂* *完全に切断されるもの		15	15	-	-	10	15	15	10	10	10	10	35
●骨折 ●脱臼		65	30	-	-	80	35	60	35	20	65	25	85
●欠損 ●切断		-	20	-	5	-	-	-	100	20	100	30	-
●頭蓋内・眼球の内出血・血腫* *脳挫傷を含む		120	-	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-
●神経の損傷または断裂		120	40	60	-	40	-	40	40	30	40	30	-
●脊髄の損傷または断裂		-	-	-	-	120	-	120	-	-	-	-	-
●臓器の損傷または破裂* *手術を伴うもの ●眼球の損傷または破裂		-	-	60	-	-	90	-	-	-	-	-	-
●臓器の損傷または破裂* *手術を伴わないもの		-	-	-	-	-	55	-	-	-	-	-	-
●熱傷		5	10	-	-	5	10	10	5	5	5	5	35
その他 (注2) (注3)		10	10	10	10	10	10	10	10	10	15	15	15

※同一の事故により被ったケガの部位・症状が上表の複数項目に該当する場合は、それぞれの項目のうち最も高い支払倍率を適用します。

(注1) 上表の「全身」とは、同一の症状につき次の部位のうち3部位以上にわたるものをいいます。

① 頭部 ② 顔面部 (眼、歯は含みません) ③ 頸部 ④ 胸部、腹部、背部、腰部または臀部 ⑤ 上肢 ⑥ 下肢

(注2) 中毒症状*の支払倍率は、部位にかかわらず5倍とします。

* 次のいずれかに該当する場合は、中毒症状に細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みません。

① GK ケガの保険で、「食中毒補償特約 (条件付死亡補償型)」をセットしない場合

② GK ケガの保険 シルバーで、標準プランまたは部位・症状別プランの場合

(注3) GK ケガの保険の「熱中症危険補償特約 (死亡補償対象外型)」により保険金をお支払いする場合の支払倍率は、15倍とします。

●「GK ケガの保険」「GK ケガの保険 シルバー」は「パーソナル生活補償保険」のベトナムです。

●このチラシは、「傷害部位・症状別保険金支払倍率表」の概要をご説明したものです。詳細は商品パンフレットおよび「ご契約のしおり (普通保険約款・特約)」等をご覧ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

三井住友海上火災保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台 3-9 三井住友海上 駿河台ビル

<チャットサポートやよくあるご質問などの各種サービス> こちらから

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

アクセスできます ▶

<お客さまデスク> 0120-632-277(無料)

